令和8年度当初

予算概算決定の概要
動物衛生課

令和7年12月

農林水産省

令和8年度　動物衛生課予算概算決定の概要

消費・安全対策交付金	1,896 百万円	P.1
○　家畜衛生の推進（ソフト）	1,896 百万円の内数	P.2
○　家畜衛生の推進（ハード）		P.3
家畜衛生等総合対策	7,743 百万円	P.4
○　家畜伝染病予防費	4,761 百万円	P.5
○　家畜生産農場衛生対策事業	481 百万円	P.6
○　牛疾病検査円滑化推進対策事業	162 百万円	P.7
○　戦略的監視・診断体制整備推進事業	132 百万円	P.8
○　家畜防疫措置検証事業	20 百万円	P.9
○　アフリカ豚熱防疫体制整備事業	18 百万円	P.10
○　動物検疫所の検疫事業費	1,792 百万円	P.11
我が国のWOAH認定施設活動支援事業	6 百万円	P.12
飼養衛生管理情報通信整備事業	13,551 百万円の内数	P.13
（参考）令和７年度　補正予算	3,862 百万円	P.14

70　消費・安全対策交付金

令和８年度予算概算決定額　1,896百万円（前年度 1,896百万円）
〔令和７年度補正予算額　1,296百万円〕

＜対策のポイント＞

食品の安全と消費者の信頼の確保及び食料の安定供給の確保に向け、**ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進**の観点も含め、鳥インフルエンザ・豚熱等の**家畜の伝染性疾病**やジャガイモシロシストセンチュウ等の**農作物の安定生産に影響のある病害虫の発生予防・まん延防止**、**国産農畜水産物の安全性の向上**及び**食育の推進**に向けた**都道府県等の取組を支援**します。

＜事業目標＞

○　家畜・養殖水産動物の伝染性疾病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
○　特定の有害化学物質・微生物の食品からの摂取量が科学的評価に基づき設定された耐容摂取量等を超えないように抑制
○　次期食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

1．伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

①　**ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進**の観点も含め、家畜・養殖水産動物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止に向けた取組を支援します。具体的には、鳥インフルエンザ対策パッケージでも示した地域一体での**衛生管理向上及び農場の分割管理の取組**、**都道府県の検査実施体制の強化**及び**野生動物での豚熱・アフリカ豚熱の検査の促進等について支援**します。

②　センチュウ類等の**緊急防除**、カンキツグリーニング病菌の**根絶防除**、クビアカツヤカミキリ及びミバエ類等、**新たに侵入した病害虫のまん延防止対策、総合防除の実践**やカメムシ等**地域で防除が困難となっている病害虫に対する防除対策の確立等を支援**します。

2．国産農畜水産物の安全性の向上

国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、**科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組を支援**します。

3．食育の推進

次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、**農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進**や、**学校給食における地場産物等の活用の促進**のほか、新たに、**総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた「地域農業・教育連携モデルの創出」を支援**するなど、**地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を支援**します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県等
国 →（定額）→ 都道府県等 →（定額）→ 市町村、農業者団体等

＜事業イメージ＞

1．伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

①　鳥インフルエンザ、豚熱を始めとする家畜や野生動物の伝染性疾病への対応

（ア）養豚場における野生動物侵入防止壁や鶏舎入気口フィルター等の整備、農場の分割管理のため追加で必要となる設備等の整備
（イ）都道府県における検査実施体制及びバイオセキュリティの高度化を図るための施設等の整備
（ウ）野生動物での豚熱・アフリカ豚熱の浸潤状況を把握するため、検査の促進を図る取組

等を支援

鳥インフルエンザの症状

豚熱の症状

②　農作物の病害虫の発生予防・まん延防止

（ア）センチュウ類、ミバエ類、アリモドキゾウムシ、クビアカツヤカミキリ等の甚大な被害を与えるおそれのある病害虫のまん延防止対策
（イ）総合防除の実践やカメムシ等地域で防除が困難となっている病害虫に対する地域の実態に応じた防除体系の確立

等を支援

ミカンコミバエ種群

クビアカツヤカミキリ

イネカメムシ

2．国産農畜水産物の安全性の向上

①　有害化学物質・微生物のリスク管理措置の導入等を支援
②　農業生産段階におけるリスク管理措置の推進
③　農薬の適正使用等の推進
④　海洋生物毒等の監視の推進
⑤　下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進

3．食育の推進

①　総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出
②　生産者と消費者との交流の促進
③　学校給食における地場産物等の活用の促進　等

[お問い合わせ先]　消費・安全局総務課　(03-6744-7166)

○ 消費・安全対策交付金のうち

家畜衛生の推進（ソフト）

令和８年度予算概算決定額 1,896百万円（前年度 1,896百万円）の内数
〔令和７年度補正予算額 1,296百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜の伝染性疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組**、**畜産物の安全性向上**や**野生動物の対策強化**の取組を支援します。

＜事業目標＞

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を０件とすること

＜事業の内容＞

1．監視体制の整備

家畜保健衛生所の検査体制を強化するため、**検査機器の整備**や検査の信頼性確保に向けた**精度管理の適切な実施**に向けた取組等を支援します。

2．家畜の伝染性疾病の発生予防

① 鳥インフルエンザ対策パッケージでも示した地域一体での**防鳥ネット**や**消毒機器の整備**等の**飼養衛生管理水準の向上**、**野鳥飛来防止対策**の取組や**指定地域での防疫対応の強化**を支援します。

② **民間獣医師や野生動物対策の専門家**、農場の取引業者等の**ステークホルダーと連携した衛生指導・点検**など、地域での**自衛防疫を強化**する取組を支援します。

3．家畜の伝染性疾病のまん延防止

① 地域で行う**埋却予定地の事前調査や防疫演習（移動式レンダリング装置等を用いたものや民間事業者の育成を目的としたものを含む）**を支援します。

② 家畜伝染病等が発生した際に、**迅速かつ的確にまん延防止措置**を講ずる取組を支援します。

4．畜産物の安全性向上

HACCPの考え方を生産段階で活用した飼養衛生管理**（農場HACCP）**について、その普及・定着を図るため、**認証取得**、**指導**、取組の効果を検証する**モニタリング検査等**の取組を支援します。

5．野生動物の対策強化

アフリカ豚熱及び豚熱対策として行う**野生動物のサーベイランス**（浸潤状況調査）について、**検査の促進**等を図るための取組を支援します。

＜事業の流れ＞

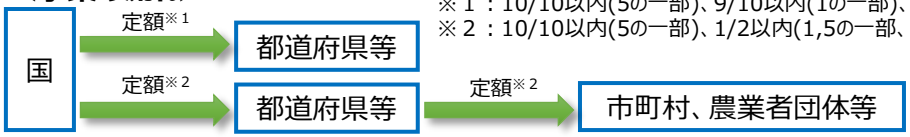

※１：10/10以内(5の一部)、9/10以内(1の一部)、1/2以内(1,5の一部、2,3,4))
※２：10/10以内(5の一部)、1/2以内(1,5の一部、2,3,4)、1/3以内(1の一部)

＜事業イメージ＞

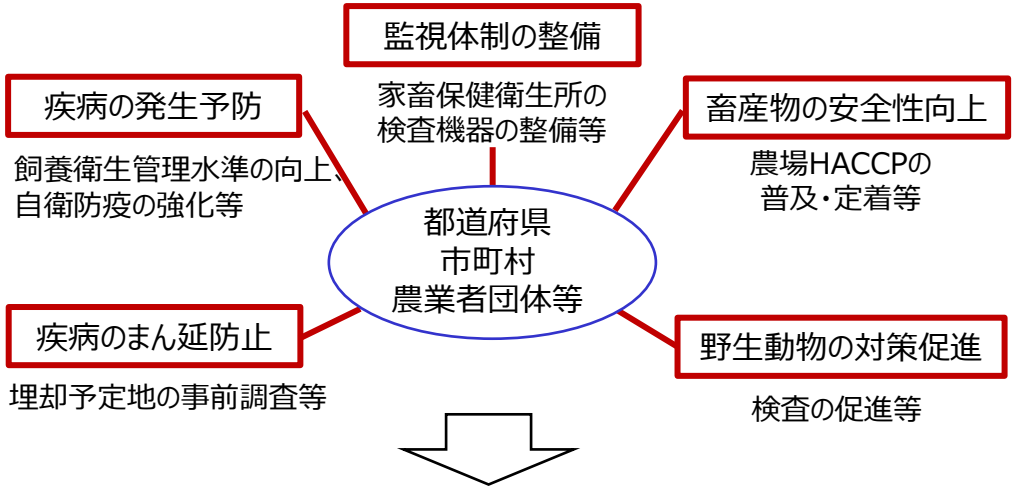

豚熱、鳥インフルエンザ等の
家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止の取組を支援！

（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）

［お問い合わせ先］ 消費・安全局動物衛生課 （03-3502-8292）

○ 消費・安全対策交付金のうち

家畜衛生の推進（ハード）

令和８年度予算概算決定額 1,896百万円（前年度 1,896百万円）の内数
〔令和７年度補正予算額 1,296百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

家畜の伝染性疾病に係る発生予防・まん延防止の取組を強化するため、①家畜保健衛生所等における家畜等の**病性鑑定の適切な実施**、②特に鳥インフルエンザ対策パッケージでも示した取組や、豚熱・アフリカ豚熱対策に資する**飼養衛生管理の向上**、③殺処分の影響を低減するための**農場の分割管理**にそれぞれ必要な**施設整備を支援**します。

＜事業目標＞

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を０件とすること

＜事業の内容＞

1．病性鑑定の適切な実施

都道府県の家畜保健衛生所等において、**家畜の病性鑑定や野生動物の検査**を適切に実施するため、**病性鑑定検査施設及び関連施設**（採材、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等のための施設）の**整備を支援**します。

2．飼養衛生管理の向上

特に**高病原性鳥インフルエンザ対策**に資する**鶏舎入気口フィルター**及び**細霧装置**並びに**豚熱・アフリカ豚熱対策**に資する**養豚場の野生動物侵入防止壁**の**整備を支援**します。

3．農場の分割管理

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に際し、殺処分の影響を低減するため、**農場の分割管理に取り組む場合に追加で必要となる施設**（更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、集卵ベルト、堆肥舎等）の**整備を支援**します。

＜事業の流れ＞

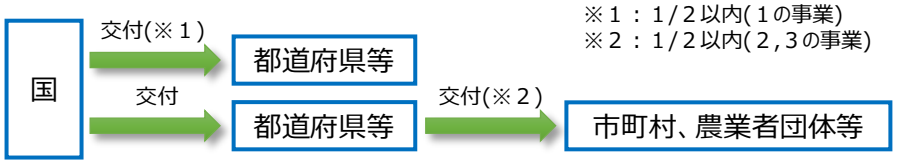

＜事業イメージ＞

＜１の事業＞

家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するため、
・遺伝子検査用施設
・解剖及び採材のための部屋
・病性鑑定畜の保管庫
等を整備

＜２の事業＞

野生動物侵入防止壁の例

鶏舎入気口フィルターの例

＜３の事業＞

農場の分割管理に当たり追加で必要な施設（赤破線）のイメージ

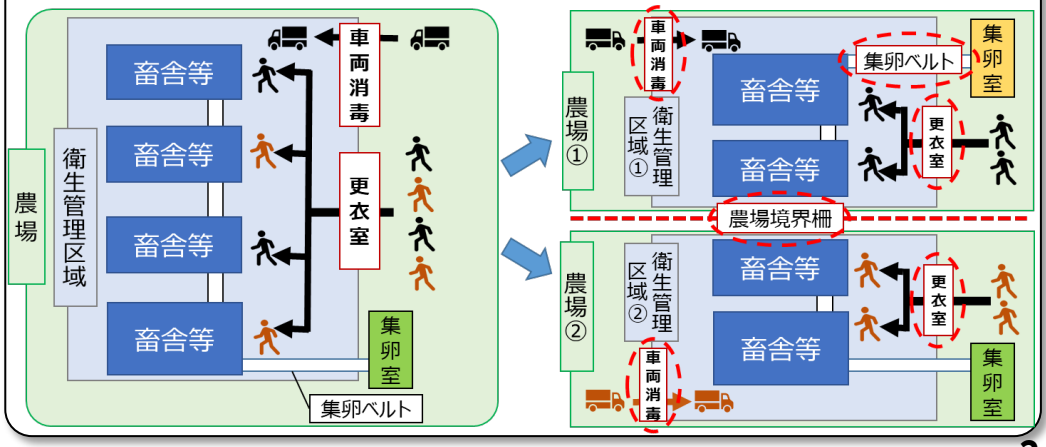

［お問い合わせ先］ 消費・安全局動物衛生課 （03-3502-8292）

69　家畜衛生等総合対策

令和８年度予算概算決定額　家畜伝染病予防費 4,761百万円（前年度 4,761百万円）
国内防疫・水際対策 2,982百万円（前年度 2,955百万円）
〔令和７年度補正予算額 3,375百万円〕

＜対策のポイント＞

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、**豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底**するとともに、**地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の確保・育成**を図ります。

＜事業目標＞

○　家畜・養殖水産物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止
○　地域における産業動物獣医師の育成・確保

＜事業の内容＞

1．家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 5,573百万円（前年度 5,618百万円）

①　豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際に、家畜伝染病予防法に基づく**防疫経費の支援、手当金・特別手当金の交付**を行います。

②　**防疫体制強化・農場生産性向上**に向け、ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛サルモネラ症等に対する**家畜衛生対策**、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱対策にも資する農場の**飼養衛生管理強化、衛生害虫対策の専門家等による衛生管理指導**の実施等を支援するとともに、**防疫措置の効率的かつ持続的な方法を検証**します。

③　**野生動物におけるアフリカ豚熱の防疫体制の整備に向けた支援**をします。

2．家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止　1,792百万円（前年度 1,741百万円）

動物検疫所において、アフリカ豚熱等の侵入を防止するため、**入国者への質問・検査、検疫探知犬の探知業務、制度の周知・広報活動**の実施、**違法に輸入された畜産物の検査・廃棄**等、**水際検疫措置を一層強化**します。

3．産業動物獣医師の育成・確保　294百万円（前年度 273百万円）

産業動物獣医師への就業を志す**獣医学生等に対する修学資金の給付、獣医学生のインターンシップ**など**産業動物分野への関心を高める取組、遠隔診療等による適時適切な獣医療の提供体制整備**についての取組等を支援します。

4．水産防疫体制の充実・強化　83百万円（前年度 83百万円）

水産動物の防疫上重要な疾病のサーベイランス等の実施、遠隔診療技術と電子カルテ等を活用した**広域迅速診断体制の構築**等を支援します。

＜事業の流れ＞

※２の事業については直轄で実施

＜事業イメージ＞

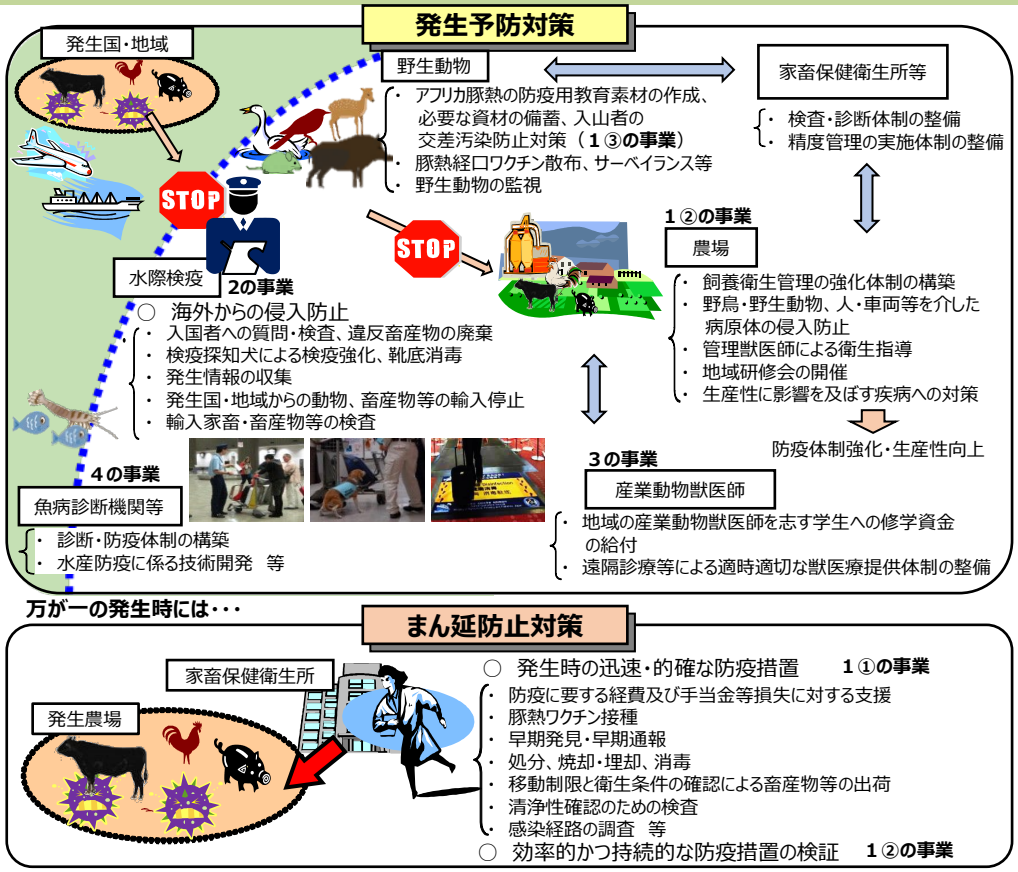

［お問い合わせ先］（１、２の事業）　消費・安全局動物衛生課　（03-3502-5994）
（３、４の事業）　畜水産安全管理課　（03-6744-2103）

○ 家畜伝染病予防費

令和８年度予算概算決定額　4,761百万円（前年度 4,761百万円）
〔令和７年度補正予算額　2,905百万円〕

＜対策のポイント＞
家畜伝染病予防法に基づき、①**都道府県が行う**家畜の伝染性疾病（口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の**発生予防・まん延防止の取組に必要な費用**を国が負担するとともに、②**家畜等の所有者**に対し、**と殺家畜等に対する手当金**やその死体の焼埋却に要した費用を交付します。

＜事業目標＞
家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る（家畜伝染病予防法第１条）

＜事業の内容＞

1．家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、**都道府県が行う**

① **家畜の検査**等に必要な**旅費**
② **豚熱ワクチン等の購入費**及び**接種に必要な資材費**
③ まん延防止措置等に必要な**薬品費、衛生資材費**
④ 消毒ポイントの運営等の**消毒に要した経費**
⑤ まん延防止のため行う**家畜等の焼埋却に要した経費**
⑥ 移動制限等による農場の**売上げの減少額等に相当する額**

等の全部又は一部について国が負担します。

2．患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、**と殺された家畜等に対する手当金**や**その死体の焼埋却に要した費用**の全部又は一部を**家畜等の所有者に交付**します。

また、**口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等**の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、**原則として評価額全額を交付**します。更に、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金等を交付します。

＜事業の流れ＞

国 → 負担（負担率：10/10、1/2（法律補助））→ 都道府県（1の事業）

国 → 交付（交付率：10/10、1/2　評価額：①口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等　10/10　②上記以外の疾病　4/5、1/3）→ 家畜等の所有者（2の事業）

＜事業イメージ＞

家畜伝染病予防費負担金（対象：都道府県）		患畜処理手当等交付金（対象：家畜等の所有者）
・家畜防疫員の旅費 ・豚熱ワクチン等の購入費 ・薬品（消毒薬等）の購入費 等	・検査、注射、薬浴等に要した費用 ・衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費 ・消毒ポイントの運営に要する費用 ・焼埋却に要する費用 ・移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援 等	・と殺家畜等に対する手当金 ※口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、原則として評価額の10/10を交付。 ・予防的殺処分を実施した場合の補償金 ・焼埋却に要する経費
発生予防の取組	まん延防止の取組	

［お問い合わせ先］　消費・安全局動物衛生課　（03-3502-8292）

○ 家畜生産農場衛生対策事業

令和８年度予算概算決定額　481百万円（前年度 481百万円）

＜対策のポイント＞

生産農場における飼養衛生管理水準の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。また、HACCPの考え方を生産段階で活用した飼養衛生管理（**農場HACCP**）の**導入に向けた取組を推進**します。

＜事業目標＞

○　家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化の推進
○　生産者による飼養衛生管理の強化
○　農場HACCPに取り組む農場の拡大

＜事業の内容＞

1．疾病清浄化支援対策

① **全国流行疾病対策：牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢、牛のサルモネラ症**等について、まん延防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査、ワクチン接種、リスク牛のとう汰、吸血昆虫の忌避・駆除**等の取組を支援します。

② **地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策：地域で課題となっている家畜の伝染性疾病**や、豚熱やアフリカ豚熱等の**全国的な越境性疾病**について、**関係者が連携し策定した計画**に基づく**衛生管理の点検・見直し、専門家によるコンサルティング**等の取組や、**ブルセラ症、結核の清浄性維持のためのサーベイランスへの生産者の協力**を支援します。

2．農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

飼養衛生管理の強化のため、自主的に**民間獣医師等の衛生指導を受ける取組**や吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための**組織的ワクチン接種**を支援します。

3．農場HACCP導入推進強化事業

飼養衛生管理水準の向上に向け、農場HACCPの導入を推進するため、**多様性に富む農場の現場で幅広く知識を応用して指導を担うことのできる農場指導員を養成**するための研修会を開催し、地域における指導体制を強化します。

＜事業の流れ＞

国 → 定額、1/2以内 → 民間団体等

＜事業イメージ＞

＜事業１の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策＞

関係者の連携
↓ 生産者、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、民間獣医師等が連携し課題を共有
農場カルテ・地域カルテの作成
↓ 農場及び地域における現状と課題の把握、地域検討会における多角的検討
対策計画の作成
↓ カルテを踏まえた対策計画の策定
対策の確立・推進
↓ カルテを踏まえた専門家によるコンサルティング

疾病の清浄化、生産性の向上、地域衛生レベルの向上 → **優良モデル確立 全国的に横展開**

＜事業３：農場HACCP導入推進強化事業＞

○　農場指導員の養成：地域における指導体制を強化するため、農場指導員を養成する研修会を開催

農場HACCPの普及指導に必要な基礎知識・手法を習得	多様性に富む農場の現場で的確に指導できるよう、習得した知識・手法を応用するための技術・ノウハウを習得

農場指導員の質の向上により、これまで以上の取組の普及に加え、指導強化による取組の定着を図る

⇨ **農場HACCPの普及・定着による飼養衛生管理水準の向上**

［お問い合わせ先］　消費・安全局動物衛生課　（03-3502-8292）

○ 牛疾病検査円滑化推進対策事業

令和８年度予算概算決定額　162百万円（前年度 234百万円）

＜対策のポイント＞
我が国の**BSE対策の有効性を監視**し、消費者や生産者の信頼を確保するため、**死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施**するための費用を助成します。

＜事業目標＞
BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

＜事業の内容＞

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、**検査及びそのために必要な採材等に要する費用**（検体提供費、一時保管費等）**を助成**します。

※　死亡牛のBSE検査については、WOAH（国際獣疫事務局）のBSEに関する国際基準（コード）改正を踏まえ、**令和６年度から、特定症状や歩行困難、起立不能等を呈しており、その症状からBSEを否定できない牛等を検査対象牛**としています。

＜事業イメージ＞

【新たなBSEサーベイランス体制に伴う生産者負担に対する助成】

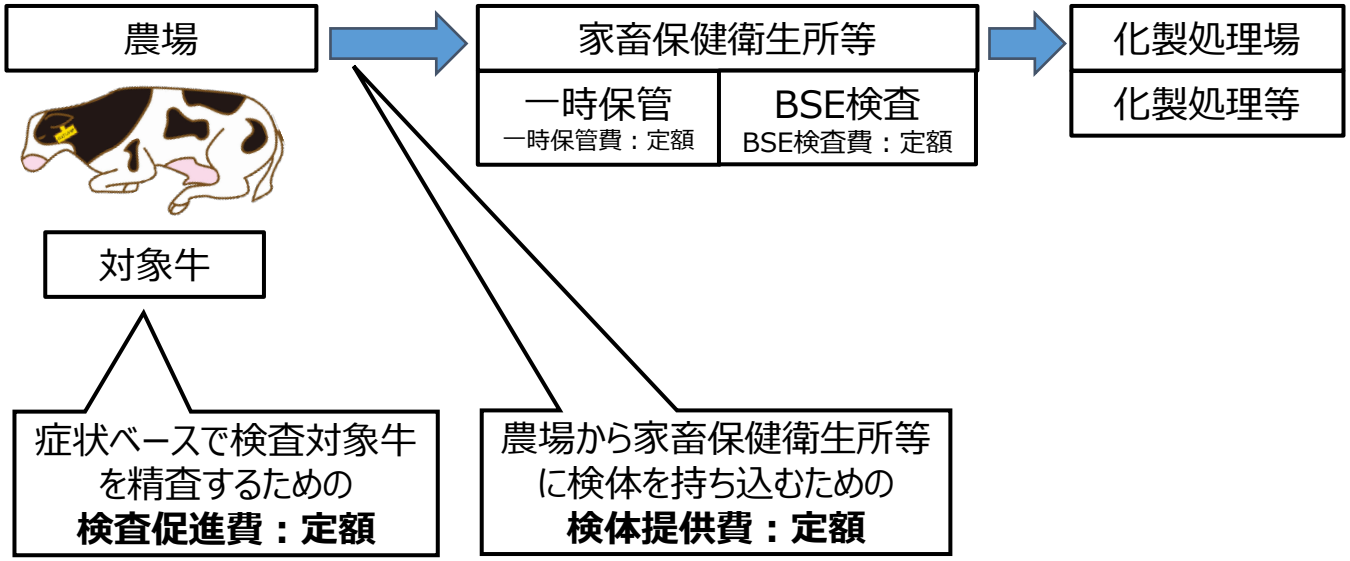

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 民間団体等

［お問い合わせ先］　消費・安全局動物衛生課　（03-3502-8292）

○ 戦略的監視・診断体制整備推進事業

令和８年度予算概算決定額　132百万円（前年度 132百万円）

＜対策のポイント＞
家畜の伝染性疾病について、**監視・診断体制の構築・強化**等を行い、**効率的・効果的な発生予防・まん延防止に向けた体制**を整備します。

＜事業目標＞
防疫上重要な家畜の伝染性疾病の**迅速かつ適切な防疫措置の推進**

＜事業の内容＞

1．家畜伝染病監視・診断体制整備推進事業

①　病原体の収集・分析、検査用試薬等の製造・配布
特に防疫上重要な家畜伝染病や慢性疾病に係る診断体制の整備に資するよう、**病原体の収集・保管、遺伝情報や病原性等の分析、環境試料検査**等を実施するほか、家畜保健衛生所での診断に必要な**検査用試薬の製造・配布**を行います。

②　診断体制強化
口蹄疫及びアフリカ豚熱について、**国内の診断体制を整備するための技術研修**を実施し、確定診断能力を強化します。

③　有効なサーベイランス体制の構築
輸出検疫協議等への活用のため、毎年のサーベイランスの結果について、網羅的に科学的解析を行い、**疾病の発生・浸潤状況や対策の有効性を評価**します。

2．診断試薬確保事業
国内で清浄化した家畜の伝染性疾病等について、万が一の国内侵入に備え診断体制を構築・強化するため、**診断試薬の確保**や**海外製の診断薬等の有効性の検証**を行います。

3．野生動物監視体制整備事業
捕獲された野生動物から検査材料を採取し、**家畜の伝染性疾病（ヨーネ病、鹿慢性消耗病、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の浸潤状況を調査**します。

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

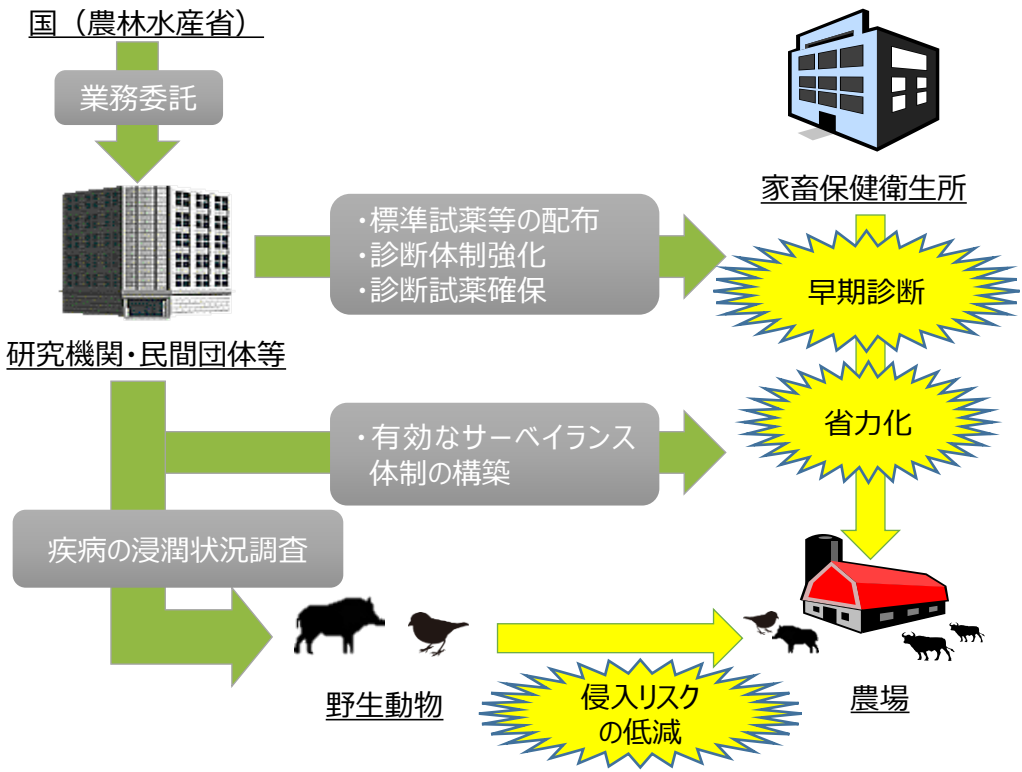

［お問い合わせ先］　消費・安全局動物衛生課　（03-3502-8292）

○ 家畜防疫措置検証事業

令和８年度予算概算決定額　20百万円（前年度 － ）

＜対策のポイント＞
高病原性鳥インフルエンザ等発生時に行われる家畜の焼埋却処分等の防疫作業について、埋却地が確保できないことによる防疫作業の長期化などの課題が生じていることから、**焼埋却を補完する新たな処理方法（化製処理）の確立に向けた検証を実施します。**

＜事業目標＞
高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時に効率的な防疫作業を実施し、**迅速に封じ込めを行い、まん延を防止**

＜事業の内容＞

1．家畜防疫措置検証事業

高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の家畜伝染病のまん延防止として行う殺処分後の家畜の死体の処分について、より効率的かつ持続的に対応できるよう、**焼却や埋却を補完する新たな処理方法（化製処理）を確立するため、処理過程における病原体の飛散や施設の汚染といった疾病のまん延リスクとその管理方法（防止対策）を検証**します。

【参考：化製処理とは】

- 獣畜等の肉、皮、骨、臓器等に熱を加えて油脂分を溶かし、油脂と固形分とを分離すること。
- 化製処理することにより、獣畜等の肉、皮革、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料等を製造することが可能となる。

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

既存の処理方法（焼埋却）の課題
・埋却地の確保
・地下水等の漏出
・利用可能な焼却施設の不足

→

焼埋却を補完する新たな処理方法（化製処理）を確立

疾病のまん延リスクとなり得る
①運搬時の病原体の飛散防止
②処理施設における汚染拡大防止
について、検証する必要

農場　　運搬　　化製処理場等

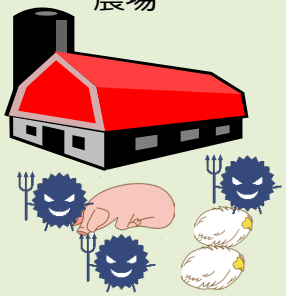

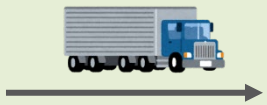

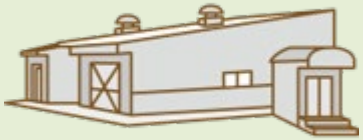

①病原体の飛散防止
・密閉性など安全な運搬方法の検証

②交差汚染防止
・化製処理場内での汚染範囲の把握
・有効な消毒措置の検証

［お問い合わせ先］　消費・安全局動物衛生課　（03-3502-8292）

○　アフリカ豚熱防疫体制整備事業

令和８年度予算概算決定額　18百万円（前年度 10百万円）

＜対策のポイント＞

野生動物でのアフリカ豚熱の発生予防・まん延防止のため、**対策に必要な技術習得のための教育用素材の作成、アフリカ豚熱の侵入防止のための消毒ポイント等の設置や周知活動、発生時の初動対応のための資材備蓄**を支援します。

＜事業目標＞

アフリカ豚熱が野生動物に侵入した際に事前の体制整備の不足による初動対応の遅れの防止

＜事業の内容＞

1．野生動物を対象としたアフリカ豚熱対策の指導を行う際の教育用素材の作成

野生動物の生息域における防疫体制の向上を図るため、**野生動物の死体捜索方法、死体の適切な処理（埋置、焼却、発酵消毒）方法などに関する教育用素材**を作成する取組を支援します。

2．アフリカ豚熱侵入防止のための消毒ポイント等の設置及び周知活動

キャンプ場・登山道、海外観光客が参加する野外イベント等に消毒ポイントや食品廃棄物を管理できる収納器具・機材を設置する取組を支援するとともに、**アフリカ豚熱の侵入防止を促すため、立て看板等を用いた周知活動**を支援します。

3．発生時の初動対応のための資材備蓄

発生時の初動対応に備えて、急遽購入することが困難である**特殊な防疫資材を備蓄**する取り組みを支援します。

＜事業の流れ＞

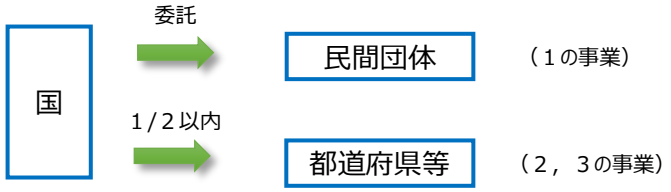

＜事業イメージ＞

１の事業

- 野生動物の死体の捜索方法、発見した死体の埋置、焼却、発酵消毒方法等の教育用素材の作成。

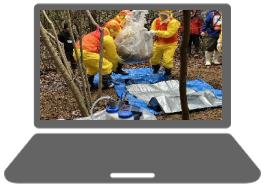

２の事業

- キャンプ場・登山道、海外観光客が参加する野外イベント等に消毒ポイントの設置。
- アフリカ豚熱の侵入防止を促すため立て看板等を用いた周知活動。

３の事業

- イノシシの防疫作業では、家畜の防疫作業では使用しない特殊な資材が必要であるため、緊急時に備え、これら特殊な防疫資材を備蓄。

備蓄

・簡易電気柵
・生分解性シート
・納体袋　等

［お問い合わせ先］　消費・安全局動物衛生課　（03-3502-8292）

○ 動物検疫所の検疫事業費

令和８年度予算概算決定額　1,792百万円（前年度 1,741百万円）
令和８年度予算概算決定額（デジタル庁計上）13,551百万円（前年度 13,587百万円）の内数
〔令和７年度補正予算額　47百万円〕

＜対策のポイント＞
アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が我が国に侵入しないよう、**動物検疫体制を充実強化**することにより、水際措置に万全を期します。

＜事業目標＞
我が国への家畜の伝染性疾病の侵入防止を図るとともに、効果的・効率的な水際措置の実施に取り組み、我が国の畜産の振興に寄与

＜事業の内容＞

訪日外国人の大半を占める中国等のアジア地域では、一度まん延すると発生地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼし得る家畜の伝染性疾病であるアフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されています。

これらの地域を始めとする諸外国から**我が国へのアフリカ豚熱等の伝染性疾病の侵入リスクに適切に対応**するため、動物検疫所は、以下のとおり**動物検疫体制の充実・強化**に取り組みます。

1．家畜の伝染性疾病の侵入防止（事務費）

① **動植物検疫探知犬140頭体制を維持**し、国際郵便物や地方空港も含めた**探知活動の充実**
② 海外旅客が持ち込む物品の消毒による伝染性疾病の侵入リスクの低減
③ 海外空港における周知強化等の**入国者への動物検疫制度の周知・広報活動等**
④ 情報システムについて、７次NACCS等の利用及び電子証明書（eCert）機能の拡充による、通関手続の迅速化とペーパーレス化の推進

2．国内における違法輸入畜産物への対応強化

昨年、国内の外国食材店で違法輸入疑い品が販売されている事例において、アフリカ豚熱ウイルス遺伝子が検出されたことを踏まえ、事業者への指導を行うとともに、違法輸入畜産物の販売への対応を強化します。

＜事業イメージ＞

＜国際空港で活動する検疫探知犬＞

＜国際空港における旅客の靴の消毒＞

＜港における自転車消毒＞

＜空港における広報キャンペーン＞

［お問い合わせ先］　消費・安全局動物衛生課　（03-3502-8295）

○ 我が国のWOAH認定施設活動支援事業

令和８年度予算概算決定額　６百万円（前年度 ６百万円）

＜対策のポイント＞

我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上のため、**WOAH（国際獣疫事務局）認定施設の国際的な活動**を支援します。

＜事業目標＞

○　ひとたび発生すれば重大な影響を及ぼす動物疾病等の診断体制及び対策の強化による我が国への動物疾病の侵入・拡大リスクの低減

○　我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

＜事業の内容＞

1．WOAH認定施設の国際的な活動の支援

我が国のWOAH認定施設と海外の試験研究機関との**連携構築に係る費用**や国内外からの**検査・診断要請に応えて実施する検査・診断費**を支援します。

2．精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

ISO17025（※）の第三者機関からの認証を受けるために必要な**審査費用及び検査機器の外部点検費用**を支援します。

※国際標準化機構（ISO）が定める、試験所及び校正機関が行う試験及び校正結果の正確性と信頼性を保証するための国際規格。

【参考：WOAH（国際獣疫事務局）とは】

世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関。創設時の通称はOIE。動物衛生や人獣共通感染症等に関する国際基準の策定、各国・地域における特定疾病の清浄ステータスの認定等を行う。

WOAH認定施設とは、こうした国際基準に基づく診断方法等の助言や普及、研究を行う施設。

＜事業の流れ＞

国 → 定額 → 民間団体等（大学を含む）

＜事業イメージ＞

＜我が国のWOAH認定施設＞

海外の試験研究機関との連携構築

World Organisation for Animal Health
Founded as OIE

ISO17025認証

検査・診断協力

WOAH認定施設等間の研究ネットワークへの積極的な参加による迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保

↓

○我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
○我が国の診断体制の国際的な信頼向上を通じた輸出検疫協議の円滑化

［お問い合わせ先］　消費・安全局動物衛生課　（03-3502-8295）

○ 飼養衛生管理情報通信整備事業

令和８年度予算概算決定額（デジタル庁計上）13,551百万円（前年度13,587百万円）の内数

〔令和7年度補正予算額（デジタル庁計上）5,475百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況等の情報について、**関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築**します。

＜事業目標＞

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発・運用

＜事業の内容＞

畜産現場を取り巻く環境は、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用、指導の充実等を求める声が挙がっています。このため、**デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステム**を段階的に構築します。

１．システム運用保守

令和７年度までに開発した**飼養衛生管理情報、防疫措置情報、指示書に基づく投薬情報、家畜疾病サーベイランス報告情報等を関係者間で共有・活用するシステムについて運用保守**を実施します。また、生産者、獣医師等を対象に操作講習会を開催します。

２．コールセンターの設置

令和８年度に運用するシステムについて、**生産者、獣医師等からの問合せに対応するコールセンターを設置**します。

３．システム改修

令和７年度に開発した**家畜疾病サーベイランス報告システムへの過年度データの移行**や、**制度改正に伴う改修**を実施します。

＜事業の流れ＞

国 →（請負）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築

↓

○ フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
○ 輸出時の基礎データとしても活用

生産
↓
食肉
処理
↓
消費
（輸出）

① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善 【生産者】
② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負荷の軽減 【獣医師(畜産行政)】
③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上 【獣医師(畜産行政、家畜診療)】
④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用 【関係者全体】
⑤ 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進 【生産者】
⑥ 家畜疾病に係る検査結果等の改善による廃棄の減少 【獣医師(公衆衛生行政)】
⑦ 飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給 【消費者】

◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応 【関係者全体】

［お問い合わせ先］ 消費・安全局畜水産安全管理課 （03-6744-2103）
消費・安全局動物衛生課 （03-6744-7144）

73　家畜伝染病・家畜衛生対策

令和７年度補正予算額　3,862百万円

＜対策のポイント＞

畜産振興、畜産物の安定供給等を図るため、家畜伝染病の発生等に関し緊急的に対応が必要なものについて、**家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾病等の発生予防及びまん延防止対策**や、**水際検疫体制及び獣医療提供体制の強化**に取り組みます。

＜事業目標＞

家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止等による畜産業の生産基盤強化

＜事業の内容＞

1．家畜伝染病予防費　2,905百万円

家畜伝染病予防法の規定に基づき、負担金・手当金等の交付を行います。

2．農場・地域における発生予防及びまん延防止対策の強化　482百万円

① **養鶏密集地域・鳥インフルエンザの複数の発生があった地域での対策強化**として、**地域での消毒薬や不織布等の備蓄や、カラス・野鳥対策**を支援します。また、**野鳥飛来地での緊急消毒やため池での野鳥飛来防止対策**について支援します。

② 養豚場への豚熱、アフリカ豚熱の侵入を防止するため、**野生動物や雨水の侵入防止効果が高い「壁」の整備**等を支援します。

3．家畜伝染病等の発生時に備えた封じ込め対策　401百万円

家畜伝染病等が発生した際に、迅速かつ的確にまん延防止措置を講じるため、移動式レンダリング装置の配備やランピースキン病のワクチンの備蓄等を行います。

4．水際検疫体制緊急強化対策　47百万円

輸入検査体制の維持・**水際検疫の強化**を図るため、**動植物検疫探知犬の計画的な育成及び訓練等**のための**施設を整備**します。

5．産業動物遠隔診療の推進に対する支援　28百万円

畜産業の生産基盤強化を図るため、診療効率の向上・獣医療提供体制の強化に向けて、診療機器の導入等の**遠隔診療の高度化を支援**します。

＜事業の流れ＞

国 →（負担（10/10、1/2（法律補助））） 都道府県・家畜等所有者（１の事業）　※３の一部、４の事業については直轄で実施

国 →（定額、1/2以内） 都道府県（２、３の一部の事業）

国 →（定額、1/2以内） 都道府県 →（定額、1/2以内） 民間団体等（２の一部の事業）

国 →（委託） 民間団体等（３の一部の事業）

国 →（定額） 民間団体等（５の事業）

＜事業イメージ＞

1.家畜伝染病予防費

家畜伝染病予防費負担金		患畜処理手当等交付金
モニタリング検査、農場の立入検査、豚熱ワクチン接種、飼養衛生管理指導等に要する経費	発生状況確認のための検査、家畜等の移動・搬出制限、患畜・疑似患畜の焼埋却、消毒ポイントの設置等に要する経費	患畜・疑似患畜の焼埋却に要する経費、患畜・疑似患畜の手当金、予防殺した指定家畜の生産に要した費用
発生予防	まん延防止	

2.農場・地域における家畜衛生対策の強化

① 不織布

① カラス・野鳥対策

① 野鳥飛来防止対策

テグス

② 野生動物侵入防止壁

4.水際検疫体制緊急強化対策

動植物検疫探知犬による検査体制の強化

既存施設の改修工事を実施し、より適切な環境下で動植物検疫探知犬の育成及び訓練を行います。

5.産業動物遠隔診療の推進

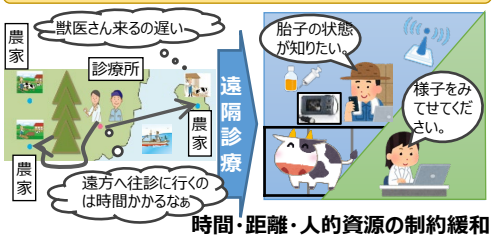

時間・距離・人的資源の制約緩和

［お問い合わせ先］（１～４の事業）消費・安全局動物衛生課　(03-3502-5994)
（５の事業）　消費・安全局畜水産安全管理課　(03-6744-2103)